

決算審査特別委員会分科会が所管する部局の変更（案）について

令和 8 年 6 月 26 日

決算審査特別委員会の分科会及び所管部局については、次のとおり区分する。

分科会名 (定数)	所管部局等		
	※一部改正条例施行後	現行	
一般会計及び特別会計	総務教育分科会 (6)	人口戦略推進本部、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、議会事務局、監査委員、人事委員会	政策統轄総局、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、議会事務局、監査委員、人事委員会
	福祉生活分科会 (7)	福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部	福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部
	農林水産商工分科会 (7)	商工労働部、農林水産部、労働委員会	商工労働部、農林水産部、労働委員会
	地域県土警察分科会 (6)	輝く鳥取創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部、警察本部	輝く鳥取創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部、警察本部
企業会計	公営企業分科会 (6)	企業局、病院局、生活環境部（天神川流域下水道事業に関することに限る。）	企業局、病院局、生活環境部（天神川流域下水道事業に関することに限る。）

※一部改正条例施行後

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例が可決された後、施行された日以降をいう。